

の中田 均氏から市民後見人の活動内容と特徴、事例での活動実績のご講義もあった。法律の専門家の後見人は一人だが、2〜3人のグループで担当し、必要な種別の専門家チームを組み、活動しているとのこと。対象領域は低所得者は社会福祉協議会が、高所得・高資産の人は法律専門職が対象となるので親族のいない中所得・中資産の方が多いとのこと。

成年後見人としての活動のみならず、ゆくゆくは後見人契約が必要になる可能性を持ちつつ、困っている方のニーズを解決するために、あんしん見守りサービスを行っているとのこと。

サービス内容は話し相手や日常生活支援（草むしり等）定期的な収入の受領・支払に関する支援、証書保管、医療・住居・保険契約・財産等の管理や契約等といった介護保険サービスでは、難しい部分を法律に沿いながら行っているとお話があった。

後見活動の事例として、交通事故で高次脳機能障害のある33歳の方の父親からの申し出で、NPO法人は補助人、司法書士法人を補助監督者として要請し、就労先・ケアマネ・地域生活支援センター・医師とネットワークを構築し、預貯金・権利書・印鑑の管理や定期的費用の支払い、介護・福祉・

医療に関する契約等を行っている、父親がなくなり、本人に判断能力不十分となったら、後見人になる例やテナント所有の独居軽度認知症の方への、あんしん見守りサービスでの買い物同行・話し相手や短期入所の契約、任意後見契約の後に有料老人ホーム入所の支援、遺言書作成や終末医療に関する契約やお墓探し、一時帰宅等の身の回りのことやビル・テナント、預貯金、印鑑、権利書等の財産管理も行っているとのこと。

NPO法人の中のチームと地域の支援者や個人の血縁者等との連携での後見活動は、可視化されており、安心できるといふ印象を受けた。先出の宮内氏は市民後見人を育てる目的で、東京大学市民後見人養成講座を行っており、中田氏も講座履修し、NPOを立ち上げたとの話もあった。

包括支援センターが行っている権利擁護について、市内の某地域包括支援センターからお話いただいた。相談例として認知症の夫名義の自宅を売却したくグループホームを申し込んだら、後見人を立てるようにいわれた、前任のケアマネが家族のいない利用者の金銭管理を行っていたが、どうしたらよいか等様々な相談があり、市長後見人申し立て等行政と相談しながら

行っているとのこと。

最後の質疑応答の中で、「任意後見人がまったく動いてくれないがどうしたらよいか」との相談があった。宮内氏は具体的に状況を聞き、「悪徳的な可能性がある。制度や仕事をしない後見人を許してはならない。訪問同行もするので日時等相談して」との話に参

加者は驚きを隠せなかった。社会の弱者から不当に報酬をもらい、仕事をしないようなことは許されない、弱者を守る安心できる社会作りにケアマネさんも貢献してほしいとの宮内氏の熱い想いが伝わり、成年後見人制度に関する研修会としては、これまでと明らかに異質で新鮮であった。

平成24年度 第4回全体研修会

初めての「見える事例検討会」

〜ケアプランが変わる！見え検マップを活用した事例の読み解き方〜

開催日時 平成24年11月30日（金） 18時30分〜20時30分

開催場所 浦和コミュニティセンター 第13会議室

今回は、講師として市立伊東市民病院 臨床研修センター長の八森淳氏と、社会福祉士としてフリーで活躍されている大友路子氏をお招きし、マインドマップを活用した事例検討について勉強した。

このマップの特徴は、①中心から外に向かって、カラフルな色を使って、何本かの枝を放射線状に伸ばしていくこと、②その枝はよろよろの曲線であること、③

今回の事例検討のツールとして活用しているグループのひとつが、両氏の所属されている『見える事例検討会』である。

このマップの特徴は、①中心から外に向かって、カラフルな色を使って、何本かの枝を放射線状に伸ばしていくこと、②その枝はよろよろの曲線であること、③





岩槻区ケアマネサロン

テーマ 「区内通所事業所との交流会」

開催日時 平成24年9月7日(金) 18時30分～20時30分

開催場所 ふれあいプラザいわつき 会議室2

今回の岩槻区ケアマネサロンでは、事業所との連携をテーマに区内のデイサービス、デイケア事業所との交流会を行った。

遅い時間からの開催にもかかわらず、会員15名、15事業所(15名)計30名の参加であった。

事前に事業所さんには、定

て、情報を視野に収めやすく、内容が頭にスッと入っていく。すると、脳が自然に関係性の思考をしていき、それが課題解決・援助技術の向上・ネットワーク構築に繋がっていく。

研修では、以上のことを念頭に置きながら、参考事例のマインドマップを作っていた。演習用紙には、予

め「プロフィール」「生活」「経済」「地域」「環境」「介護」「ADL」「医学的判断」の8つの枝が、中心から伸びており、その先からは、個人で具体的内容を枝分かれさせながら足していった。次に、そこから「課題と思われるキーワード」「本人の思いや感情を表していると思われるキーワード」「本

人の強みや支援者」に当てはまる単語を囲み、そこから分かった課題や強みを、それぞれの枝ごとに文章でまとめ、最後に、中心の空欄に対象者のよく言う言葉を書き出すと「見える事例マップ」の完成となった。

① 抜けている情報が分かって検討するときよりも、② 多職種で話し合うと、それぞれの視点からのポジティブな意見が、多数でてくる。③ 目先の問題にとらわれず、全体から問題を捉えられる、といった利点がうまれるのと、事例シートを使っ

て検討するときよりも、自分の利用者さんについて、実施してみたいと思う。

困ったことや聞きたいことを匿名で記入していただいた内容を読み上げ、情報共有、意見交換を行った。

ケアマネからは、「実績が届くのが遅いと困る」「急な施設見学にも対応してほしい」「何かあった時の情報が早くほしい」

事業所からは、「医療的な情報を提供してほしい」「利用者家庭環境の情報が必要

い」「担当者会議でケアマネが進行してくれない」「急に

見学に来られ忙しい時間で困った」等の意見があり、活

発な意見交換、情報交換が行えた。参加事業所からも「他の事業所の特色が聞けて参考になった」「悩みが共有できて良かった」「良い刺激になった」との意見があり、アンケートでも定期的に開催してほしいとの意見が多数あった。

サロン終了後も名刺交換や担当している利用者についての相談や情報交換など、あちらこちらでミニ担当者会議が開催されていた。

様々なデイサービス、デイ

ケアが増える中、利用者の

ニーズに合った施設選択がとでも重要であることを再認識でき、とても有意義な交流会であった。



第2回 北区・見沼区合同ケアマネサロン

テーマ 「加算についての理解を深めよう」

開催日時 平成24年11月12日(月) 14時00分～15時30分
開催場所 さいたま市七里コミュニティセンター



本年度2回目目の北区・見沼区の合同サロンは「加算についての理解を深めよう」をテーマに参加者31名にて行われた。

今年度の介護保険法改正に伴い、新しい加算も新設されているが、加算を挙げるにあたりどのような支援を行い書類を残すのか等、事業所によってもバラつき

があるのではないかとこの話からテーマが決まった。入院時情報連携加算については、厚労省からの情報提供書の様式が発表されておらず、標準の様式はどのように用意したらよいかなどの検討を幹事で話し合い、宮本会長にもご協力をいただき、準備を行った。新設の入院時情報連携加算を算定している事業所は半分未満であった。「入院時に病院には行っていないが、どんな書類を残せばよいのかわからないので加算は挙げていない」という声があった。加算を挙げるための具体的な条件を算定している会員からその例を提起してもらい、具体的にどうしたらよいかを確認することができた。入院先の病院によって、指定の様式があったケースや退院・退所加算の情報

提供書を、手直しして利用している事業書の話などがあった。

他にも退院・退所加算が、法改正により3回まで算定可能になったが、どのようなタイミングで2回目や3回目を取ればよいのか、認知症加算は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上だが、主治医の意見書と病院のサマリーに違いがある場合は、どう解釈したらよいのか等の質疑応答や、ちょうど研修直前

施設介護支援専門員研修の報告

「平成24年度 第2回研修会」

開催日時 平成24年9月29日(土) 13時30分～15時30分
開催場所 ナーシングヴィラ与野デイサービス(中央区)

テーマ 「身体拘束に関する勉強会」

第1部 徘徊センサーの紹介

(株)テクノスジャパン 営業部東日本営業グループ主任 中瀬古 健二氏
第2部 グループワーク

特養・老健を始め、前回に続き有料ホームより17名と多くの参加があり総数28名での勉強会となった。

第1部の徘徊センサーの紹介では、基本的機能の他、施設では7割がナースコール連動型であること、使用上最もトラブルの多い誤報を防止するにはポジショニングが重要であること、

に行政実地指導を受けた事業所から、注意したほうがよいポイント等の説明をしていただいた。加算算定状況確認シートを作成・活用し、県の監査時に感心されたという話もあった。支援を行っていても、自信が持てず加算を算定できないことがないように、ポイントを押さえ、きちんと記録を残し、必要条件をクリアし加算を算定していきたいと思った。



体重の検出には機種により設定された対処方法を聞いて勉強に
グラム数に違いがあることなど、
我々には日頃気づかない詳細な
事項まで説明をして頂いた。

第2部では、9名程度の3グループに分かれて意見交換を実施。各施設での身体拘束に関する取組みを中心に情報交換を行った。

アンケートからは、「他の施設での対応方法を聞いて勉強に
なつた」「意見交換・情報交換が
できて勉強になった」などの感想が多数を占め、充実した情報交換・交流の場となったようである。
今後も施設ケアマネ研修会では、サロンの要素を交えた内容で実施していきたいと考えている。

平成24年度 第2回大宮医師会「在宅医療研修会」

(第1回介護保険制度勉強会)

開催日時 平成24年11月27日(火) 19時30分～20時50分

開催場所 大宮ソニックスティール601号室

大宮医師会では、「在宅医療研修会」を年2～3回開催しており、医師会の先生、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、病院関係者など幅広く連携を図ることを目的としている。

今回は、大宮医師会理事の三谷雅人氏より、在宅医療や外来で介護保険を利用しているケースがあり、ケアマネジャーとの連携において介護保険の細かい制度までわからないことも多い。

そのため医療関係者も介護保険を勉強した方がよいとのことで、「在宅医療研修会」で、介護保険制度の勉強会を開催するに至った。

第1回介護保険制度勉強会では、講師に当協会の松橋信和研修ネットワーク推進委員長より、「介護保険制度についてパートI ～要支援者への在宅サービスと地域包括支援センターの役割～」について行われた。

主な内容として①「介護サービスの原則とは何か」②「地域包括支援センターの役割について」③「地域支援事業について」④「要支援者の在宅サービスについて」の4つの項目について説明した。また、「今回の介護保険制度改正は、医療との連携と言われております。ケアマネジャーとして、利用者様の在宅生活を支援する上で、先生方や訪問看護ステーションの方々と、今まで以上に連携がとれるように、この機会を活かしていきたいと思えます」と述べられた。



平成24年度 さいたま市「介護の日」フェスタ

～安心は地域の絆から～

開催日時 平成24年11月9日(金) 13時20分～16時30分

開催場所 コルソホール(浦和駅西口 コルソ7階)

11月11日は「介護の日」介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等を支援することを目的に、国民への啓発活動を重点的に実施するための日として厚生労働省が定めた日である。

「いい日、いい日」と覚えやすく、親しみやすい語呂合わせになっている。

昨年に引き続き、今年もさいたま市の主催で「安心は地域の絆から」をキーワードに「さいたま市『介護の日』フェスタ」が開催された。本年度については、会場の都合もあり、11月9日の開催となった。

フェスタには、当協会

をはじめ、さいたま市社会福祉協議会、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会、さいたま市老人福祉施設協議会、さいたま市介護老人保健施設連絡会、浦和区内地域包括支援センターが共催として参加した。

フェスタは主催者を代表して、さいたま市保険福祉局長 大塔幸重氏のご挨拶から始まった。

さいたま市 清水勇人市長よりメッセージを預かっているのとこととで代読された。

現在、さいたま市の人口は124万人を超え、高齢者人口は約25万人、高齢化率20%の状況。平成26年には、高齢化率が21%を超えると予測しており、超高齢社会を迎えようとしている。この超高齢社会の到来は、福祉や介護の分野では、独居高齢者や高齢者世帯の増加、認知症患者を含め、介護を必要とされる高齢者の増加、さらに介護の長期化や介護負担の増大、また老々介護や高齢者虐待など、現在抱えている様々な課題が、より一層クローズアップされるものと見込んでいる。

さいたま市では、昨年度に「さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例」を制定し、高齢期を迎える市民が住み慣れた地域で、健康やかに安心・安全に、また生き甲斐をもち暮ら

し続けることのできる地域社会作りを、市民・事業者・行政が一体となり住める環境整備に努めている。

条例施行初年度となる本年度は、10月から介護ボランティア制度の対象年齢を65歳から60歳に引き下げ、施設等でお手伝いなどに限定していた活動も、対象範囲を在宅における支援まで拡大し、元気な高齢者が介護の現場で活躍いただける環境整備充実を図っている。

また、こうした介護現場での活動に加えて、介護予防活動に通じるサークル活動等に

参加した場合にポイントを付与する「さいたま市長寿応援制度」も新たに開始した。

「本日の介護の日フェスタの開催は、はからずも病気や事故などにより、日常生活を送る上で介護が必要となられた高齢者の方や、日々献身的にお世話されているご家族の皆様方を、地域の中で支えていくことの大切さを多くの市民にご理解いただき、絆を深めていただくことを願っています。」と述べられた。

介護の日フェスタ講演会

「足腰きたえて介護予防〜いつまでも歩ける力と膝の痛みのお話〜」

介護の日フェスタ講演会では、高齢者運動器疾患研究所代表理事、伊奈病院整形外科部長 石橋英明氏より「足腰きたえて介護予防〜いつまでも歩ける力と膝の痛みのお話〜」と題して、介護予防についての講話、簡単にできる「ロコモ体操」の解説及び実演を行った。

日本は世界の長寿国であり、平成24年総務省発表資料では、65歳以上の人口が初めて3000万人を超え、総人口に占める割合も24.1%（約4人に1人）、75歳以上も1517万人と年々増えている。また要支援・要介護認定者数も増加しており、平成22年に500万人を超え、平成37年には、700万人を超える見込まれている。

寝たきり・要介護になる原因の第1位は、脳卒中（21.5%）、2位は骨折・関節疾患（21.1%）、3位は認知症（15.3%）。要介護の原因疾患は、男女で異なるため、男性の場合、「脳卒中」が多く、女性は、「転倒・骨折・関節疾患」が多い。石橋氏は「脳卒中」は、基本的にはメタボリックの予防、「骨折・関節疾患」は、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防が大切。そのためには運動を勧めており、ロコモ予防はもちろん、メタボ予防、認知症予防にも有効なため、できれば生活の中に運動習慣を取り入

れ、特に男性はメタボに気をつけて、女性はロコモに気をつけてほしいと強調した。

健康な長生きには、運動器の健康が重要なため、参加者全員でロコモーションコントロール（ロコトレ）の実演を行った。具体的には、1分間の片足立ちやスクワットでは、大きな古時計の曲に石橋氏作詞の替え歌に合わせて行った。またウォーキング、水中歩行、自転車、ストレッッチ、ラジオ体操、卓球などの運動も効果があるという。

「足腰を強く保つ秘訣」ロコモの解決策」は、筋力を増強することでバランスの改善、ひざ痛の予防・改善、骨粗鬆症の予防、腰痛の予防・改善につながる。身体機能を維持していくためにもロコトレの必要性を体感できるよい機会となった。

【7つのロコチェック】（石橋氏講演資料より）

- 2kg程度の重い物をして持ち帰るのが困難
- 家のやや重い仕事が行

難である（掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど）



- 家の中でつまずいたり滑ったりする
- 片脚立ちで靴下がはけない
- 階段を上がるのに手すりが必要である。
- 横断歩道を青信号で渡りきれない
- 15分くらい続けて歩けない
- ※ 1つでも当てはまればロコモの心配があるため、ロコトレを行うことを勧めたい。



第2回市民後見全国大会

開催日時 平成24年12月2日(日)

開催場所 東京大学安田講堂

「後見人制度について」

保坂 由枝(ケアプランセンターつむぎ)

平成24年12月2日に東京大学安田講堂で行われた「第2回市民後見全国大会」で、さいたま市介護支援専門員協会が、後見人サポート機構の法人連携会員になったため、演者として代表で立たせていただきました。

埼玉県は今後、全国一の高齢化率となり認知症高齢者の増加が予測され、また後見人制度を利用しないと生活できない市民の増加も見込まれています。

2000年の介護保険制度と同時にできた後見人制度ですが、「弁護士や司法書士の先生が行う財産管理、不動産管理のことは、その方にまかせておけばよい」と甘い考えでいましたが、財産が多額にない人でも利用しないと手続きや申請ができないため不利益になり、またケアプラン、サービス利用の契約、施設入所申し込みもできないため困難ケースとなり、市長後見まで放置の状態など、「もっと早く制度を利用してればよかったのに」と、本人、ケアマネジャーも大変苦労するケースが増えている

のではないのでしょうか。

私は、昨年から東京大学の市民後見人講座の4期生として1年通って研修を受講し、専門家ではなくても後見人になることができ、後見人の大切な業務は、財産管理だけではなく身上監護や契約の代理権、取消権、同意権など、生活をして行く上で大切な業務があることを知りました。

元気なときは何気なく行っていたことが、体は動いても判断能力が低下する認知症になったとき、手続きができなくなることでも不利益になり、健康を害する状況になる人を私たちケアマネジャーはたくさん見えています。これからケアマネジャー、包括支援センターが連携するべきは、医療と福祉、そして第三の職種、後見人ではないでしょうか。

平成24年に認知症高齢者数は300万人の壁を越えて、専門職の後見人だけでは不足すると言われていきます。私の受け持ちの人で、一人暮らしの認知症以外でも、キーパーソンが認知症になり、ケアができない

いのに介護をせざるを得ない人、老々介護、認々介護等、障害者が家族にいて自立支援法の利用の手続きなど、多種多様な問題が増えています。介護保険法のみ知識では、解決できない事案があります。そのようなご利用者をケアマネジャー一人で解決はできないし、業務として関わるには負担が大きく、包括支援センターや介護保険課に相談してもすぐに解決はできません。後見人がついていると一緒に訪問して、財産や契約など実際の業務を分担することで、違った視点で解決策を検討できるのではないかと思います。

当事業所でも、一人暮らしの認知症で、近所の方からゴミ屋敷とクレームが付き、民生委員が苦労していたケースを受け持って混乱した時期がありました。後見人がついたことでヘルパーの買い物や通院の支払いの管理、施設入所の申し込みがスムーズにでき、大きな健康障害もなく無事特養に入所できました。民生委員さんも、「あんなよいところに行けるなんて支払いは大丈夫なのか」と心配されていますが、「後見人がついているのできちんと財産管理しているから安心です」と答えています。

ケアマネジャーの業務には、財産

管理は含まれていませんが、日常生活をする上で支払いが必ずあります。本当はやりたくないけれど、仕方なく行っているという方はいるのではないのでしょうか(実際埼玉県更新市にも後見人を行う市民後見人のNPOがあり、また相談できる一般社団法人 後見人サポート機構ができました。

一人で悩んで、バーンアウトしないようにしましょう。



ちょっと coffee break

動物好きに悪い人間はいない 会員N

子供の頃、家族と公園に出かけた際に、野犬に飛びつかれて、ひどく怖い目にあったことがありました。そのせいか、ずっと、犬がこわくて苦手でした。

ところが、この仕事を始めて、犬や猫を飼っている利用者さんのお宅におじゃまするのが、妙に楽しみにしている自分に気がついたのです。

利用者さんや、家族へのあいさつもそこそこに、まずは、メリーちゃんやタクくんやら、姫ちゃん達に1か月ぶりのなでなでをして... こちらの溺愛ぶりを知っている彼らも、精いっぱいのおあいそをしてくれるものだから、ますます私も撫でまわし...で、「お元気ですごしたか、この1か月間？」と本題に入る次第。

犬や猫や金魚やめだかですら、なんだか、かわいくて話が弾みます。

おや、私は犬がキライではなかったのかしら？
さてはて、ついに、何十年かぶりに、自分が

動物好きであったことを発見したわけでした。

思い返すと、私の2歳のファーストキスは、保育園の庭にいた雑種の犬で帰りの遅い母を待つ私の大切な友達だったような。

父の昔話では、家には、豚や牛や馬がいて、ヤギの世話は父の仕事だったそうです。

そして、息子は動物好きが高じて、動物関係の学校に通っているし、なんだか、私の体の中には動物好きのDNAが潜んでいるらしい。

動物達を擬人化して語るかどうかで、動物好きがどうか分かります。「この子はね...」などと、ワンちゃんのことを指している方は間違いなく、犬好きでしょうね。

そして、散歩の際の私の呼び名はミユウ君ママで、「ママにそっくりねえー」と、うちの3男は言われております。3男とは、16キロもある立派な洋犬の雑種11歳ですが。

あとがき

例年のない厳しい寒波の襲来により、北海道や日本海側では大雪になっているところもあります。さいたま市でも最低気温は連日氷点下！水道管が凍るほどの寒さになることもあります。ふとんから出るのがつらいときはありませんか。

年が改まり決意も新たに、今年も「読んでいただける広報誌」を目指していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局より

会員の住所・事業所等登録事項に変更があった場合や入会・退会希望の場合は事務局までご連絡ください。

さいたま市介護支援専門員協会 事務局 野崎・西間木
(社福)さいたま市社会福祉協議会 大宮サービスセンター
電話番号 048 - 645 - 7470 FAX 048 - 645 - 7500

さいたま市介護支援専門員協会ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>